

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回 児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	平成29年12月22日(金) 15時00分から17時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所 第2委員会室
出 席 者	委 員：荒木委員、植田委員、大西委員、栂山委員、後閑委員、代田委員、 事務局：浄内社会教育部長、人見社会教育部戦略監、山口社会教育部次長、 奥野社会教育課長、あべ木放課後子ども課長、木村社会教育課課長代理、 北田放課後子ども課課長代理、宮澤社会教育課係員
欠 席 者	委 員：遠藤委員
案 件 名	【報 告】 1. 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について(結果の速報値) 【議 事】 1. 放課後子ども教室モデル事業について(案) 2. 放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について(案)
提出された資料等の名	資料1 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について(結果の速報値) 資料2 放課後子ども教室モデル事業について(案) 資料3 放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について(案) 資料4 今後のスケジュール(案)について 参考資料1 学校施設の利用状況について
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査の結果の速報値(単純集計結果)について、事務局より報告を行い、委員の確認を得た。 ・放課後子ども教室モデル事業について(案)、前回会議における委員の意見を踏まえて修正した内容の承認を得たが、実施に向けては、今回会議での委員の意見も踏まえさらに検討すべきということで委員の承認を得た。 ・放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について(案)、委員の承認を得た。 ・これまでの審議内容を踏まえ本審議会の「中間まとめ」を確定できるよう、事務局と調整して、次回までに会長から提案を行うことを確認した。 ・審議会の今後のスケジュールについて決定した。(次回1月30日)
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開

会議録等の公表、非 公表の別及び非公表 の理由	公表
傍聴者の数	3人
所管部署 (事務局)	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

審 議 内 容

大西会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第3回児童の放課後対策審議会を開催いたします。

委員の皆様には、公私ご多用のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

では早速ですが、事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。

事務局 報告させていただきます。本日の出席状況といたしまして、委員11人のうち、9名の参加となっておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項により、会議が成立していることを報告させていただきます。

なお藤原委員につきましては、10分程度遅れられるという連絡をいただいております。

大西会長 ありがとうございます。報告のとおり、定足数に達していますので、会議を始めたいと思います。傍聴はよろしいでしょうか。

事務局 現在、おられません。

大西会長 先ほどお聞きしたら、ある予定ということでしたが。

事務局 まだお見えになっておられないので、来られましたらお知らせします。

大西会長 傍聴の方は途中での入室というのも可ということになるのでしょうか。では、そのときには対応をよろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っております。

次第の1、報告の1になりますが、「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について」、結果の速報値のことですが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。説明させていただきます。

傍聴の方が来られました。

大西会長 はい。よろしいですか。机はありませんか。せっかく傍聴に来られていても、膝の上で書類を見るよりは、もしあれば机を出していただいて、その上で見ていただければと思います。

事務局 説明を続けさせていただきます。

大西会長 どうぞ。

事務局 報告の前に、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

「次第」がございまして、資料1「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について（結果の速報値）」、資料2「放課後子ども教室モデル事業について（案）」、資料3「放課後子ども教室モデル事業において、検証を行うべき内容について（案）」、資料4「今後のスケジュール（案）」について、参考資料1「学校施設の利用状況について」となっています。

以上、お手元の資料、そろっているでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告1「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について」、報告させていただきます。

資料1をご覧ください。

クロス集計による分析を含めたアンケート調査結果報告書は、平成30年

1月末までに完成の予定でございますが、今回、平成29年12月15日現在の集計結果の速報値として、「児童対象」、「保護者対象」の別に、単純集計の結果をまとめたものを報告させていただきます。

「1. 調査の概要」に記載のとおり、留守家庭児童会室の利用実態の把握と、他の放課後等の活動への参加状況や、今後、実施を予定している全ての児童を対象とする放課後の活動に対する児童及び保護者のニーズを把握し、総合的・効果的な児童の放課後対策の推進につなげることを目的として、全45留守家庭児童会室に入室している児童と、その保護者を対象に、平成29年10月16日から10月23日までの期間にアンケート調査を実施いたしました。

「回収結果」ですが、10月1日現在の在籍数が4,092人、配付数は4,063件、配付率は99.3%になります。回収数は3,538件で、配付数に対する回収率は87.1%、在籍数に対する回答率は86.5%でした。

めくっていただきまして、3ページ以降に「児童対象」の集計結果を、9ページ以降に「保護者対象」の集計結果を掲載しております。

4ページの下の部分をご覧くださいませでしょうか。集計結果は、児童と保護者の両方の提出があるデータのみ速報値で、集計途中の値であるため、最終結果とは異なる場合があると記載しております。この後、児童、もしくは保護者のいずれか一方のみの提出であったデータ等、判断保留で現時点では含んでいないデータの調整を行い、最終結果をまとめてまいります。また、複数回答が可能な設問については、その設問の対象となる回答者数を母数とする構成比(%)をお示しするとともに、回答総数を参考に記しておりますので、ご確認ください。

では、それぞれの項目について、説明いたします。

まず、「児童対象」の集計結果ですが、5ページをご覧ください。

回収数3,538人の属性ですが、(1)所属の留守家庭児童会室、(2)学年、(3)性別となっております。学年ですが、1年生が1,162人(32.8%)、2年生が1,001人(28.3%)、3年生が748人(21.1%)、4年生が441人(12.5%)、5年生が163人(4.6%)、6年生が2人(0.1%)、無回答が21人(0.6%)という結果でした。

6ページ、(4)留守家庭児童会室に行っていて「楽しい」と思いますかの質問について、「①とても楽しい」、「②楽しい」、「③少し楽しい」の計が2,924人(82.7%)で、「④少し楽しくない」、「⑤楽しくない」の計が447人(12.7%)の結果で、(5)楽しいと思っている児童2,924人にどんなことが楽しいか、尋ねたところ(複数回答)、「①友達と一緒に外で遊ぶこと」が2,026人(69.3%)、「②友達と一緒に部屋で遊ぶこと」が1,704人(58.3%)で、「⑥自由に過ごしていい時間があること」、「③おやつがあること」が続いていました。

(6)楽しくないと思っている児童447人にどんなことが楽しくないか、尋ねたところ(複数回答)、「④自由に過ごす時間が少ない」が143人

(32.0%)、「①遊びたい友達がいない」が 130 人 (29.1%) となっていました。

7 ページ、(7) 留守家庭児童会室には何年生まで行きたいですかの質問には、「④4年生」までが最も多く 991 人 (28.0%) で、「⑥6年生」が 761 人 (21.5%)、「⑤5年生」が 607 人 (17.2%) との結果でした。

(8) 放課後自習教室に行っている児童は 804 人 (22.7%) で、そのうち「①週に1回」が 588 人 (16.6%) で最も多く、また、「⑥行ったことがない」は 1,848 人 (52.2%) となっていました。

8 ページ、(10) 枚方子どもいきいき広場に行っている児童は 1,051 人 (29.7%) で、523 人 (49.8%) が「①とても楽しい」、342 人 (32.5%) が「②楽しい」と回答していました。

(12) 放課後の活動の希望について (複数回答)、「③放課後に運動場と体育館を使えるようにして、自由に遊べるようにしてほしい」が 2,108 人 (59.6%) と最も多く、昨年度、小学2年生と4年生を対象に実施したアンケートの結果と同様の結果となっていました。

(13) 学校の放課後に好きな活動があれば参加してみたいと思うかの質問は、2,741 人 (77.5%) が「①参加してみたい」と回答していました。

ここまでが「児童対象」の集計結果となります。何かお気づきの点がございましたらお願いします。

大西会長

ありがとうございます。

ただいま「児童対象」の項目での説明が事務局からありましたが、ご覧になって、ご意見等ございませんでしょうか。

単純集計ですから、ダイレクトの数字だけになりますので、それぞれもう少しクロス集計すればいろいろなことが見えてくるのかなと思いますが、どうですか、皆さん。よろしゅうございますか。

代田委員

よろしいですか。今の時点では、これを見て、ああそうなんだという感想にしかありませんけれども、6 ページのその内容についての子どもたちの評価といたしましょうか、満足度のところで、やはり「遊ぶこと」、友達と一緒に遊ぶことや自由に過ごすのが上位を占めている。逆にそのことが保障されていない、もしくは果たされない場合、やはり楽しくないと、はっきりと出ているなということは見えます。ただ、唯一これが正の方と負の方との相関関係が持ちにくいのが「おやつ」というやつで、おやつがあることって極めて高いんですが、おやつがないから楽しくないというのは、当然おやつがある中では出てこない答えなので、おやつってというのは結構子どもたちにとって重要なのかなという印象を受けました。

大西会長

ありがとうございます。それは食の部分ですから、非常に基本的なところですね。ほかの方々、よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、「保護者の対象」の説明をよろしく願います。

事務局

9 ページから「保護者対象」の集計結果になります。11 ページは属性で

す。12 ページをご覧ください。

(5) 小学校入学前の過ごし方については、「①保育所（園）を利用して」が 2,498 人（70.6%）で最も多くなっていました。

(6) から (10) まで、授業がある平日の退室時間について、曜日による差はあるもの、「①午後 5 時まで」が 42.9%から 45.5%で最も多く、①②③の計「午後 6 時まで」が 66.4%から 71.6%、特定の曜日を「⑦利用しない」との回答は、水曜日 9.0%、火曜日 8.4%といった結果が見られました。

13 ページ、(11) 臨時に開室している土曜日の利用については、「①利用している」、「②時々利用している」の合計が 833 人（23.6%）となっていました。

(14) から (18) まで、三季休業中の利用は 3,427 人（97.1%）で、登室時間は「①午前 8 時」が 66.4%から 67.6%で最も多く、14 ページになりますが、退室時間は「①午後 5 時まで」が 45.9%から 47.7%で最も多いとの結果になっています。

15 ページ、(20) 留守家庭児童会室を利用する目的や、利用してよいと思うことについて（複数回答）は、「③子どもの安全が確保されているから」が 2,799 人（79.1%）、「⑨春、夏、冬休みにも利用できるから」が 2,704 人（76.4%）となっていました。

17 ページ、(25) 留守家庭児童会室で児童が楽しみにしていると思うことについて（複数回答）は、「①友達と一緒に遊べること」が 2,597 人（73.4%）で最も多くなっていました。

18 ページ、(27) 何年生まで留守家庭児童会室の利用を希望しますかの質問には、「⑥ 6 年生」までが最も多く、1,272 人（36.0%）で、「④ 4 年生」が 1,092 人（30.9%）、「⑤ 5 年生」が 529 人（15.0%）との結果でした。

(28) 留守家庭児童会室の利用をやめる理由（複数回答）としては、「①安全に帰宅等ができる年齢に達するから」が 2,127 人（60.1%）で最も多く、「⑥子どもが利用を希望しないから」1,245 人（35.2%）、「②塾や習い事に通うから」1,146 人（32.4%）が続いていました。

19 ページ、(29) 保護者の帰宅時間は「①午後 4 時から午後 6 時」が 1,572 人（44.4%）で最も多く、「②午後 6 時台」1,157 人（32.7%）が続いていました。

20 ページ、(34) 全ての児童を対象とする放課後の活動の希望について（複数回答）、「①宿題の補助や授業の補習」が 2,176 人（61.5%）最も多く、「⑦各種スポーツ活動」1,839 人（52.0%）、「③運動場の自由開放」1,552 人（43.9%）が続き、21 ページ、(35) そのような活動があれば子どもを参加させたいですかとの質問には、「①ぜひ参加させたい」、「②参加させたい」の合計が 3,001 人（84.8%）となっていました。

(36) 放課後の活動に子どもを参加させるかどうか、判断する基準については（複数回答）、「①見守り体制が整っており、子どもが安全・安心に過ご

せるかどうか」が 2,756 人 (77.9%)、「②子どもが行きたいと望むような活動が提供されているかどうか」が 2,753 人 (77.8%) との結果になっていました。

ここまでの説明でお気づきの点があればお願いします。

大西会長

ありがとうございます。

「保護者対象」の項目の説明がありましたが、ご覧になられて、何か気づきの点とかご意見はございますでしょうか。

代田委員

すみません、たびたび、代田です。

退出時間をちょっと注目して見ていたのですが、12 ページですが、通常授業があるときのウイークデーに関しては、午後 5 時から 6 時までだんだん減っていく。5 時 30 分と 6 時、そんなに大差ないのですが、13 ページの土曜日だけ退出時間に 2 回ピークが来ているのです。5 時までで退出される方で、一旦数が下がって、もう一度 6 時台にピークが来る。これ、夏休みも、長期休業日が 14 ページにあるのですが、これもウイークデーですので、だんだん減少していくということですが、これがちょっとなぜなのか。延長のその費用発生との兼ね合いなのかなとか思いながら、ちょっとわからなかったんですが、もし事務局のほうで、退出時間の波の部分、山が二つ来ることについて、分析で何かお心当たりのことがあれば教えていただきたいと思うのですが。

大西会長

ありがとうございます。13 ページのところですか。

代田委員

13 ページの (12) のところですか。

大西会長

(12) ですね。事務局、何かありますでしょうか。

事務局

土曜日に関しましては、開室時間が朝の 8 時から夕方 6 時までになっております。通常日に関しましては夜の 7 時までが開室時間ですが、土曜日の臨時開室に限り、夕方の 6 時までとなっておりますので、6 時で児童全員が帰るという形になっております。

代田委員

ありがとうございます。

大西会長

では、あまり費用発生とかそういうのは関係してないのですね。

事務局

土曜日に関しましては延長保育をしております。

大西会長

なるほど。

代田委員

本来 6 時以降残っている子がまとめて帰るといふふうに理解したらいいですか。

事務局

そうです。

代田委員

わかりました。ありがとうございます。

大西会長

ありがとうございます。

ほか、ご質問でも結構です。何かお気づきの点がありましたら、どうぞ。

横山委員

よろしいでしょうか。退出時間ですが、「①午後 5 時 (まで)」ってありますよね。5 時までというのは、5 時に帰るといふことですか。それとも、例えば 4 時半とかというのも可能ということですか。

大西会長

事務局。

事務局	「①午後5時(まで)」というのが、5時に帰られることもあるし、4時半とか、もう少し早い時間に帰られることもあるという形です。低学年でしたら、2時半ぐらいから登室される児童もおられるので、曜日によって4時に帰る児童も中にはおられるという形になります。
横山委員	4時半でしたらね、放課後のほうが4時半までなので、逆にそっち入れなくてもいいのかなって、思っていました。少しその辺がお聞きしたかったです。
大西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、これ、5時もピークということではなくて、5時までに帰られるということですから、2時半から5時までの集計が44～45%という理解ができるということですね。</p>
事務局	<p>そういう理解でお願いできたらと思います。ただ、2時半に来て3時にすぐに帰るというよりは、3時のおやつを食べて、少ししてからという形で、どうしても4時以降にはなるかとは思いますが。またそれと合わせて、19ページに、(29) 保護者の帰宅時間というものを載せております。学年別のクロス集計等はまだできておりませんが、午後4時から午後6時の間に保護者が帰宅しているという回答件数が比較的多いのかなという結果もありますので、この辺のところはまた詳細を明らかにできたらと、事務局として考えているところでございます。</p>
大西会長	<p>(29) のところですね。ありがとうございます。</p> <p>ほか、ございませんでしょうか。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、引き続き、説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料1の2ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>前回お示しした資料の抜粋ですが、クロス集計による分析については、児童及びその保護者からの回答内容について、学年別、留守家庭児童会室に対する満足度、放課後の活動に対する参加希望などをもとにクロス集計を行い、どのような放課後の過ごし方を行っていて、どのような放課後の過ごし方を望んでいるのかななどを検証したいと考えています。</p>
	<p>下段【クロス集計】の欄に、その他の内容を記していますが、「留守家庭児童会室の退室状況、三季休業中の登室・退室状況について」、「留守家庭児童会室に対する児童の満足度と保護者の満足度」、「放課後の活動に対する児童の参加希望と保護者の参加希望」、「放課後の活動に対する参加希望と留守家庭児童会室に期待すること」を予定しており、それらの分析結果から、放課後の活動(曜日)の考慮や放課後の活動に求められる効果などを検証できればと考えています。</p>
	<p>このほかに、クロス集計による分析を行う提案があれば、ご意見を願います。</p>
大西会長	ありがとうございます。

報告で、何かご質問とかご意見とか、クロス集計への提案というようなことがございましたが、そういうあたりも含めて、何かご提案、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

はい。どうぞ。

後閑委員

子どもの学年によるいろいろな退室時間ですとか、質問項目によって、例えば低学年と高学年ではいろいろ希望が違うのではないかなと思うんですが、そのことについてはこのクロス集計の中には何かご計画がありますでしょうか。

事務局

ただいま説明させていただいた資料の2ページ、アンケート調査の集計及び分析についてが一番上のところに書かせてもらっていますが、学年別については、全ての項目について、クロス集計をとっていきたいと思っております。有意でないものは、結果として示す必要はないかと思いますが、学年別の値は全部得たいと思っています。その他、全ての児童対象の事業への関心ということもありますので、留守家庭児童会室に期待することと放課後の活動に対する参加希望との関係をいうものも、クロスをとっていけたらと考えております。

大西会長

ありがとうございます。

ほか、ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の説明でもありましたが、クロス集計等の分析を行った最終のアンケート結果の報告書がまとまり次第、ご報告をよろしくお願いをしたいと思います。

特に質問がなければ、報告1の案件、留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査に関して、事務局からの報告を受けたということによろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

大西会長

ありがとうございます。

それでは、続けて議事に移らせていただきますが、放課後子ども教室モデル事業について、これは(案)でございますが、この件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。放課後子ども教室モデル事業について(案)、説明させていただきます。資料2をご覧ください。

1ページにあるイメージ図は、本市の放課後等の取り組みにおける「放課後子ども教室」の位置づけをお示ししたものです。

国の放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」について、現在、本市におきましては、「放課後子供教室」の一環として、放課後自習教室を実施しています。平成31年度をめどに事業実施を検討している「放課後子ども教室」は、子どもにとって望ましい「放課後」を実現するため、「放課後」、小学校施設を活用して、子どもの成長に必要な「3間」を確保し、次代を担う人材の育成や安全・安心な活動の場を整

備することを目的として実施する事業でございます。平成 30 年度に、事業内容を限定して、「放課後子ども教室モデル事業」として実施していきたいということで、これまで審議会におきましてもご意見をいただいているところでございます。

2 ページをご覧ください。

「2. モデル事業の目的」から順に記載しておりますが、前回の会議でお示したモデル事業案から、本審議会の意見を受けて、変更した内容を中心に説明させていただきます。

まず、「3. モデル事業の実施校」ですが、記載の表のとおり、市コミュニティ連絡協議会における各ブロックから 1 校を選び、計 4 校での実施を考えております。

「5. モデル事業の実施期間」については、新規事業であることや児童の新学年が始まったばかりであることなどから、5 月 14 日からの開始を 6 月 1 日からの開始とし、7 月末までの夏休み期間を含む設定に変更いたしました。また、第 2 クールは 12 月の冬休み期間を含む設定に変更しました。

「8. モデル事業の学校別実施区分」については、A パターン、B パターンを 2 校ずつ交互に実施する予定でしたが、4 校全て、第 1 クールで A パターンの校庭又は体育館、図書室の自由開放を行い、第 2 クールで A パターンの内容に加えて、定期・随時の体験活動等の教室開催を含む B パターンを実施する方法に変更しました。

「9. モデル事業の実施方式と実施体制」の人員配置基準については、「統括責任者に運営の負担が大きく、子どもとのかかわりや、適切な指導が行えないのではないか」との本審議会でのご意見を踏まえ、運営指導員の配置を追加しました。また、統括責任者及び運営指導員には、児童の活動の支援ができる専門的な知識を有するよう、資格もしくは経験を要件として設定するとともに、活動の総括と連絡調整を統括責任者が、事業の企画と児童の活動の支援を運営指導員が担当するよう、事業内容を整理しました。

次に、4 ページをご覧ください。

放課後子ども教室モデル事業実施に向けた整理すべき課題をお示しております。

まず、「1. 学校運営との調整」ですが、モデル事業は学校施設の活用を前提としていることから、このたび、学校施設の利用状況について、各小学校に照会させていただいた内容を参考資料 1 にまとめておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

平日の放課後に児童が学校の施設等を利用できる取り組みを行っている学校は 33 校で、その全てが運動場の自由開放でした。利用について、一時帰宅を条件としている学校が 31 校、条件としていない学校が 2 校、曜日の限定の有無、時季による終了時間の変更の有無など、学校による差はありますが、午後 4 時 30 分を終了時間としている学校が多く見られました。なお、取り組みを行っている多くの学校が、「見守りはなく、自己責任で利用いた

だくよう、保護者の理解を求めている」とのことでした。また、平日の放課後、午後5時より早い時間からの地域団体等の利用がある学校は30校でした。

今後、全児童を対象とする放課後対策を、小学校施設を活用して進めたいと考えていますが、学校施設等の利用について、どのような課題が考えられるかについて自由記述で尋ねたところ、45校のうち43校から意見があり、課題別に集約した意見の内容は次表のとおりで、「施設の使用・備品の管理」、「安全の確保、保険対応」、「学校業務及び教職員」、「児童への対応」、「放課後等の事業」、「施設開放」、「運営」に関する確認、意見などがありました。

おそれいりますが、資料2の4ページ、「学校運営との調整」に戻っていただけますでしょうか。

学校への照会で明らかになった整理すべき課題を把握し、課題への対応として、学校の業務を優先した上で、調整を図りながら、4校のモデル事業が実施できるよう説明と働きかけを行っていきたくて考えています。

【対応】に記載のとおり、実施要領や運営の手引の作成などにより、共通の理解と具体的な説明ができるよう、取り組みを進めていきたくて考えています。保険に関しても意見が多くありましたが、必要な傷害保険の加入を検討していきます。

持続可能な事業の仕組みづくりを行って、児童の安全確保を図り、保護者の理解を得て、「3間」を確保し、児童が豊かな放課後を過ごせるような事業展開を行っていきたくて考えています。

その他、「2. 留守家庭児童会室事業との連携」、「3. 既存の放課後自習教室との調整」、「4. 枚方子どもいきいき広場事業に与える影響や課題の把握」、「5. 地域の理解」など、具体的に検討していく必要があると考えています。

課題を整理し、解決に向けた取り組みを行うに当たって、審議会の皆様の専門的な立場からのご意見をお願いいたします。

放課後子ども教室モデル事業について、説明は以上です。

ありがとうございます。

今、説明がありましたが、何かそのことについてご質問はございませんか。

よろしいですか。

どうぞ。

今、ご説明いただいて、大体の様子は教えていただきましたけれども、あくまでもこれはモデル事業を行う、授業のある日の放課後を設定して出されていると思います。モデル事業として示されている期間には夏休みも入っていますし、それから土曜日も設定されていて、文章から見たら入っていると思います。そしたらこの夏休み、それから土曜日に関しては、授業のない期間になりますので、このパターンでやっていかれるのかどうか。どのような

大西会長

植田委員

大西会長

植田委員

形の実施の形態を考慮されるのか。タイムテーブル等もまた必要になるのかと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

大西会長
事務局

モデル事業の期間ですね。実施期間のところですか。事務局。

前回のときも少しお話しさせていただきましたが、夏休み、三季休業中ですね、午前と午後、全日にするのかどうかということについて、かなり課題が大きいものですから、まだ確定できておりません。モデル事業の間はいずれか半日という形、標準にしている2時半から4時半、2時半から5時という時間帯をいずれか半日の中でとっていくことを考えているところですが、その点について、審議会の委員の皆様のご意見もいただけたらと思っているところです。前回、代田委員から、全日についてのご意見もありましたので、検証できればと思っはいるのですが、お昼をどう過ごすのかというのはかなり大きな課題ということもありますので、躊躇しているというのが実際のところでございます。

土曜日については、今、子どもいきいき広場事業が土曜日の午前に実施されています。子どもいきいき広場ではさまざまな体験活動等をされておりませんが、モデル事業はベースとしては運動場の自由開放という形ですので、土曜日午前、子どもいきいき広場事業をやっている時間帯に、モデル事業の運動場の開放というのを一度合わせてみて検証していくということも必要ではないかなと思っはいるところでございます。

大西会長
植田委員

いかがでしょう。

まず一点目。土曜日の子どもいきいき広場事業に関して、いま、設定として午前というふうにお考えですけれども、午後の時間帯にやっている学校、校区も結構ありますので、そここのところの配慮と、それから午前、午後とも、プログラムをきちっと、それから48日実施しておられる学校、校区もありますので、そこら辺に対して、それはどうされるか。今の子どもいきいき広場事業の実態を考えた場合、かなり厳しいかなということも考えられると思っはいます。だからそこら辺をどうされるのかというようなところ。それとちょっと、子どもいきいき広場事業にかかわった意見を申し上げてもよろしいですか。

大西会長
植田委員

はい。

子どもいきいき広場事業は、土曜日にずっと実施されていますけれども、現実をはっきり申しますと、ここ2、3年、すごく参加人数が増えてきている。つまり子どもたちに周知されているのか、実質やっはる人が頑張っはられるのか、そこら辺はわかりませんが、参加人数が増えてきているという、ちょっとうれしい状況にあります。ただ、ちょっと危惧される状況として、子どもいきいき広場事業の前身、ふれ愛・フリー・スクエア事業のときから、子どもいきいき広場事業も合わせますと、もう15年たちます。15年の間、実質やっはる方はほとんどそのまま継続して、ふれ愛・フリー・スクエア事業から子どもいきいき広場事業に移っはられるんですけれども、その中での世代交代というか、運営者が交代して、うまくバトンタ

タッチされているところもたくさんあるんですけども、それがなされていないところもあると。そしたら定年終わってすぐ、ふれ愛・フリー・スクエア事業に入られた方が15年たてば、当然そここの年齢になっておられますので、その方たちは結構つらい状況にあって、後継者が見当たらない。そしたら今の子どもいきいき広場事業の現状の中で、子どもたちはどんどん来るようになってきているんだけど、やはり実施されている方々がなかなか厳しい状態にあるという校区もそこそこ見られます。そのときに、ある校区でもちょっと話題にはなっていたんですが、その人たちが少し心配しているのは、土曜日の放課後子ども事業が、放課後の事業が入ったのなら自分たちの活動はどうなるのだと、それをすごく心配されています。逆に、そのつらい状況にある方にとったら、その放課後事業をやってくれるのだったら、自分達は引いてもいいのと違うかというふうな形にもとれんこともないです。ありがたいとおっしゃっている方も若干ございますので、そこら辺を、一緒にしてしまうとかなり厳しいかな。土曜日の事業の中身として、プログラムまで実施されたら、全く子どもいきいき広場がそこに入っていきますのでね。だからもう子どもいきいき広場事業、必要ないですよ。そういうような状況も出てくる可能性もありますので、せっかくここまで育ってきている、地域の方が実施していただいている子どもいきいき広場事業というのを大事にするのであれば、土曜日の実施というのはすごく慎重にせざるを得ないなど。だから学校開放で、グラウンドの確保だけでもやるのはいいんですけども、できたら子どもいきいき広場の時間とぶつけてはほしくないなど。現状、子どもいきいき広場は、年間50日のうち12回から48回の間で実施していただいています。校区によっては48回丸々やりはるところもあれば、16回のところも今は2校あります。そしたらその残りのところは、全然子どもらの居場所がないわけですね。そこら辺をこれでカバーするというのも一つの方法ではないかなというふうなことも考えたりします。ちょっと私、担当してたということもありますので、できたら、子どもいきいき広場事業のこれからの発展を望んでいますので、お考えいただけたらなというふうに思います。

以上です。

大西会長

ありがとうございます。

どうですか。事務局。

事務局

貴重なご意見をありがとうございます。土曜授業も年間3回入ってきたりしておりますので、土曜日、子どもいきいき広場を年間48回実施されているところに、この事業を持っていくというのは大変なところだなと思ってはいるのですが、モデル事業の中で検証がいるのかなというのがありまして、時間帯を合わせるということも必要なのかなと思ったんですけども。ただ、いま言ってくださったように、その部分はやっぱりこの地域でこれまでの間、15年間ですね、その地域の実情に応じて、地域の人材、地域の方々がご協力してくださって、作ってこられたプログラムというものは大事に育て

て行ってほしいし、継続して行ってほしいと思っていますところです。こちらの放課後対策として、土曜日を全くなしで、平日だけを考えるというのもどうなのかという中で、土曜日の検討をという形で入れさせてもらっているところなので、ただいまのご意見等を踏まえながら、モデル事業を実施させていただきたいと思っております。

土曜日の実施について考えるとき、学校体育施設開放事業において、運動場について、土曜日の午前は、子どもいきいき広場事業が優先になっています。子どもいきいき広場が使っていない場合には空いているのかなど、少し期待はあったのですが、そういう場合は、反対に既に地域のサークルが押さえているというような校区の事情もあるようなので、場所の確保も大変という中で、検討していかないといけないところでございます。

大西会長

それに関してもいいですし、ほかのご意見でもいいですが、どうでしょう。

地域というのは、それぞれ事情が違うわけですし、住んでいる方も違いますしね、いろいろな考え方があって、ミルフィーユのように重層的でいろいろな文化があり組織があり、いろいろ重なり合っていてできている、そこで醸成されてきた長年の文化的な要素や活動というのを何か均一的に入り込んでいくといいますか、参入していくというか、それと競合していくというのか、いかがなものかなど。せっきある資源のところ、上からやっていくのではなくて、ないところに利用していくというところで、そこに新たな地域文化をつくっていくというような側面もあると思うのですね。だから事業の展開としては、そういう子どもいきいき広場というような社会資源があればね、それは活用よりも、それはやっていただければいいと思うし、それは伸びて行って、いろんなものでこの枚方市というものが満たされていくというのか、醸成されていくようなシステムというのが必要かなと思います。だからそこへずっと入ってしまうということでは、僕は違うような気はするのですけども。すみません、勝手な意見を言って。

どうでしょうか。

土曜日、結構そういうので、地域の中でやっているところ以外でモデルをやるのもいいですし、実施する場所をそういう形で、枚方の中での限定でやっても構わないと思うんですけど。

これが逆に、利用者はどんどんどんどん減っている状況やったらね、それは介入していくということも一つはありだと思っておりますが、いまお聞きしたら、増えていってるわけですから。

どうでしょうかね。どうぞ。

事務局

基本的に、平日の放課後にまず着目したいなと考えています。ただそのときに、土曜日は一緒に考えないのかというような意見もあったものですから、今、補助事業で市は支援しているという形になっているんですが、土曜日、地域の実情に応じて、地域がやってくさっている子どもいきいき広場事業との関係というの、見ていかないといけないのではないかなというこ

とで、土曜日でも可能な形での日数を入れさせてもらっているという形になっています。ただ、土曜日、絶対しないといけないというわけではありませんので、モデルで入っていったときに、その学校の事情に応じて、土曜日もやってみますかとか、一緒にやりますかとか、やっぱりやらないでくださいとか、無理のない形で地域とお話をさせていただきながらと考えております。

葛田委員

何か決して大人の都合で、場所が決まるっていうことではなくて、やはりその枚方市に住む全ての子どもが豊かな放課後をとということが、この事業の目的だと思うんですね。もう既にある子どもいきいき広場事業とどう競合していくのかということはあるけど、決してそれは大人の都合ではなくて、子どもがどう過ごしたいのか、子どもがあそこに行きたいと思うのか、ここに行きたいのかというところの選択権は子どもにあるというようなところで、何かうまく運営できるといいかなというふうには思うんですね。決して、子どもの選択権というと、どうしても親の都合というのはどうしても避けられないと思うんだけど、でも何かそこは、それでも子どもがどう選ぶかというところで、というものになったらいいかなというふうには思います。

大西会長

主体は子どもですか。

葛田委員

そうですね。

大西会長

はい。

事務局

確かに、子どもたちの自由で自主的な時間と言ったときに、平日の放課後の時間というのはとても限られているので、例えば、全日ある三季休業中の時間であったり、土曜日であったりというのは、ある意味、その可能性のある時間帯なのかなというところは思うんですけども、なかなか事業の組み立てとしては難しく、まずは場所づくりからみたいな形での提案になっているということです。ただ、これからどういう形で展開していくか、検討していくかという部分で、またご意見をいただければと思います。

大西会長

どうでしょうか。いかがでしょう。

代田委員

よろしいですか。

今、子どもいきいき広場事業のほうからのお願いですけれども、私は留守家庭児童会室事業との連携のところで、少し質問というか意見表明したいなと思います。

先ほど、学校施設の利用状況、参考資料1の2ページに、やはり学校側から非常にたくさんの放課後の学舎等の使用についての課題が上げられていて、そのうち幾つかに留守家庭児童会室事業との兼ね合いといいたいまいしょうか、連携ということについても課題が書かれてあります。おそらく、モデル事業のAパターンというやつは、留守家庭児童会室に通っている子どもたちが行きたいなと思ったときに、校庭や体育館や図書室に行く、そしてその「放課後児童クラブ」、留守家庭児童会室の部屋に戻っていくというのは何となくイメージがあります。そのときに必要となってくるのは、おそらく先生方、学校側からご提起いただいているような、子どもたちのその安全に関

する体制というのがどこからどこまでがどうなるのかということについては、非常に考えていかないといけないなと思う。

もう一点、次は、Bパターンのほうで、定期的なその体験活動があるということですが、これについての先ほどの葛田委員からのお話にもありましたが、子どものその参加、不参加等に関する選択権というのが、いや、もう今日はそっちに行かずに、留守家庭児童会室で過ごすんだって選択肢がありなのかどうかとか。そのあたりでいうと、一体的な推進の可能性の模索、一体ってというのはまさに一緒にやるということですので、一体的にやっちゃおうと、子どもたちにもその選択の場って非常に狭くなると思うんです。そう考えると、子どもたちのチョイスを考えるのであれば、一体的というよりは、むしろ行くか、行かないか、連携できる。ただ、それも先ほどの自由に使うところと一緒に、誰が行っているのか、いつ帰ってくるのか、それをどうするのかという問題点についてまいりますので、そこら辺については、きっちりやっていく必要があるかなと思っています。

先ほどのアンケート結果、単純集計ですけれども、子どもたちは遊びと余暇とですね、遊びと余暇が本当にニーズそのもの、その満足度が充足されているかどうかになっているので、子どもたちは遊べるのか、もしくはほとんど自由にやれるのかというのが、このモデル事業の中でやれるのかどうか、やったあとに検証が必要でしょう。保護者に関して言うと、もうまさに安全面へのニーズというのがはっきりとくっきりと出ております。子どもたちがそこで交流できるかどうかというのもニーズになっていますので、そのあたりがこのモデル事業の中で、その包括し得るのかどうか。もしそれが難しいのであれば、やはり留守家庭児童会室には留守家庭児童会室の固有の目的と内容というのがやっぱり担保されないと、一体的に進んでいくというのは難しいかなと思います。先ほどの私の発言にちょっとひっかけるならば、おやつ、そして昼食等ですね。例えば土曜日や長期休業中というのは、そのあたりの食事の提供なんていうものを、じゃあ、この子だけ食べさせて、この子は食べさせないということにというのは難しいと思うのです。そうなると、やはり一体的な推進の可能性というのは非常に難しくなってくるのではないかなと思います。あとはもちろん同じ場所を異なる事業が重複した場合、どちらに優先権があるのか。どちらがチョイスできるのかという点については、参考資料のほうに問題提起されていますので、そのあたりもちょっとご意見、ほかの委員の先生方のご意見も聞きたいなとは思っています。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

大西会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

椋山委員

すみません、よろしいでしょうか。

大西会長

はい。

椋山委員

どこから意見を寄せていただいたらいいのかよくわからないんですが、例えばおやつの件ですが、この校庭を自由に開放して使わせる状況で、例えば

今の留守家庭児童会室みたいに決まった時間に、決まったおやつを食べるということは難しいと思うんですね。そうすると自由におやつを持って来てもいいということになるのかなと思うんですけども、やはり学校というところは、まず普通の授業時間内におやつを持って来たり、食べたりしてはいけませんということを経験的に教育として行っています。おやつのカラがどこかに落ちていたりしたら、もうそれは大騒ぎになるんです。学校では。ですので、放課後、今、校庭開放していますけれども、そのときにも約束として、おやつは持って来ない、飲み物はジュースではなくて、水筒の飲み物を持って来る、ゲーム類はとか、おもちゃ類は持って来ないという約束で校庭開放を多分ほとんどの学校がしていると思うんです。そうすると、やはり先ほどのその子どもが楽しみにしているおやつを放課後にというのは難しいのかなと思う一方で、やはり留守家庭児童会室は何でおやつを出されているかということ、やはり5時なり6時までには帰るまでに、やはり子どもは給食だけではやはり足りないので、補食が必要だと思うんです。そういう意味でおやつを出されているという部分があると思いますので、そのあたりのところをどうやって考えていくのかなというの非常に難しいなというふうに、おやつの問題一つを取り上げてもらいました。

それからあと、こちら、学校からの意見の中にもあるんですけども、今、学校の授業中なり、子どもがいる時間帯には、校門監視員ということで、午前中は地域の方、多くの学校は午後はシルバー人材センターの方をお願いして、校門監視をしていただいています。学校によって、それはいろいろですが、大体がそういう形で、午前は地域のコミュニティとかPTAとかでやっていただいて、午後は大体2時間、2時から4時ぐらいの間をやっていただいている、1時ぐらいから3時ぐらいまで、大体2時間、シルバーでやっていただいているというのが多くの学校の現状だと思うんです。そうすると、だからじゃあ4時から5時まで、5時まであけるとすると、4時から5時までの校門の監視はどなたがされるのか。元々この校門の監視員はなぜついているかということ、池田小学校の不審者の件から校門監視員って始まっているので、やっぱり不審者を学校に入れないということが第一の目的です。ですので、どこの学校も基本的には校門は全部閉まっていますので、そういうところで監視員がいなくなると、勝手にあけてもいいのか、あけっ放しにするのか、でもそうすると不審者の問題もありますので、そこはどうかクリアしていったらいいのかなという、それはこちらの係のほうで、校門まで見られるのかどうかということも心配をしています。

あとは、学校側のこととしては、もう前回もお話しさせていただきました先生方の負担はどうなっていくのかということ、それはもう教員はこの案が出てきたところから非常にどの学校でも心配しているところです。それは前回も言わせていただいたのでおかせてもらいますけど。あと、図書室を2時半から使うということで計画をしていただいているのですが、少なくとも本校では図書室は6時間目の終わりまで、全部の時間、水曜日以外は6時間

目まで入っておりますので、5時間目、2時半から図書室あけるっていうのはなかなか難しいなと思うので、それはもう学校の規模によっては違ってくると思うのですが、小学校では基本的に週に1回、国語の時間、図書の時間ということで、図書室で読書をするという時間をとっておりますので、中学校などと比べて、やっぱり図書室の稼働時間が長いんです。中学校はまあ用事のあるときに図書室に行くというような使い方しますけれども、小学校はもう定期的に図書室を週に1回、各クラスは使いますので、そういうことを考えると、やはりどこの学校も結構この時間割りの中で図書室をあけるっていうのは難しいのではないかなというふうに思いますし、あと小学校はほとんどの学校に会議室は持っておりませんので、教員の会議をする部屋のことになると図書室で今行っております。ですので、どれぐらい月に使うのか、全部計ってみないとわからないですけれども、学校としてちょっとなかなか図書室を毎日あけるということは難しいかなという、それはもうちょっと校長の中でお話をさせていただいたときも、図書室をあけるのはなかなか厳しいなという意見は多く出ておりました。

あとは、安全についてはこの間、申し上げているとおりということです。

大西会長

ありがとうございます。なかなか問題が大きくて。

事務局、どうですか。

事務局

実は校長会等、学校側からもたくさんのご意見を同じような形でいただいております。学校には、それぞれの学校のルールがあります。放課後に子どもたちは自由に遊んでもいいよと言っても、学校によってはどうしても守ってもらわないといけないルールがある。例えば、この通りは一方通行だからとか、ここは行ったらダメなところだとか、決まっていることがある。それをこの時間からはOK、それまではダメだと言っても、子どもたちは割り切れない、理解できないので、学校のルールに則って学校の施設は使わせてもらうというのが大前提とっております。学校の校長先生からのそういった危惧については、学校側のルール等に従う形で、子どもの自由な時間とか、自由な場所を作っていく形にならざるを得ないと思いますということを伝えさせていただいております。また、今もお話がありましたが、図書室については、6時間目まで授業で使っているし、先生方の会議等でも使っているという形で聞いております。子どもの読書活動推進ということもありますので、子どもたちが本に触れる時間を放課後に作れたらという思いから設定させていただいたんですが、現実的にはハードルが高いと、いろんなお話の中で聞かせてもらっています。ただ、例えば放課後のいずれかの日だけでもとか、学校側と協議させていただきながら、制限された設定であっても可能であればとは思っているところでございます。

このモデル事業は、学校の授業に接続する形、学校の課業が終わった後、そのまま家に帰らずに参加という形の設定で案を出させていただいております。おやつの問題についても、学校のルールと同じで、学校に行くときにおやつを持って来ないので、おやつについては検討していないという形で考え

ているところです。

中口委員

子どものことですので、片や留守家庭児童会室のお子さんは3時になったらおやつ食べる、そして放課後の活動に行った人はおやつ持って来たらいかん、そしたらその辺、子どものことやから、あの子らだけ何で食べてのるか。また留守家庭児童会室の部屋に行って食べたりするとは思いますがね。片や有料であって、おやつタイムがあり、片や無料であって放課後の活動には持って来たらいかん。大人についてはそういった理屈はわかると思うんですけど、小さい1年生の頃から入ってきた子どもが、何であの子だけ、何で私らは違うのという思いにはならないのかなと。やっぱり放課後と留守家庭児童会室と、それから土曜日の子どもいきいき広場、同じような活動が三つありますのでね、そのすみ分けというのが、それが果たして子どもさんに納得してもらえるのかどうか、それがあんなじゃないかなと私は思うんです。

後閑委員

私もこのモデル事業の案を見させていただきながら、いろいろ考えて、この事業の位置づけってどういうところにあるのかなと思いつつ、でも子どもって、やっぱりアンケートにも出ていたように、自由に遊びたい、友達と遊びたい、それから自由に何かをしたい、そういうふうな希望があるところがどうも満足しているでしょうし、片や「放課後児童クラブ」というのは有料で何かおやつが出たり、専用教室であったりというところでしたと。それともう一つは、全く無料で、全ての子どもを対象にしているというところだとすると、どういうふうにするかというところも、一つ検討していかなくちゃいけないのかなと思うんですが。小学校1年生や2年生で、あなたはこっち、私はこっち、私はこっちって、本当によく理解できるかなってところが先ほどのご意見のように、あっちにも行きたい、こっちにも行きたいっていう子は必ず出てくるでしょうし、ましてや、おやつが出る場所は私も行きたいってなるでしょうし、そこをどんなふうの一つの学校の中でうまく子どもたちが友達と仲よく遊びながら成長していける、その環境をつくってあげられるのかというところが、もう一つこの整理ができていないかなって感じがするんですけども。

荒木委員

あと、この間もちょっと話させてもらったんですけど、この事業は大きな遊ぶ、運動場なり公園のイメージというのは話させてもらったんですけど、いま、そんなに大きな公園は余りないですよ。小さい公園で集まっているのを見かけると、やっぱり何か一輪車を持って来たり、ドッジボール、サッカー、野球、あとはいろいろ漫画とかDSとかね、ゲームとかお菓子も持って来て、いま自由にやっている子どもらをそこに誘導したときに、その道具を一旦取り上げないとだめっていう状況になるかなと思うんですよ。ゲームももちろんダメやし、おやつもダメやし、もちろんサッカーボールもダメ、津田南に関してはサッカーボールもダメやし、野球ももちろんダメやと思います。そうすると、子どもたち、一体何するのっていう感じにならないかなって思うのと、留守家庭児童会室では、ボールがサッカーやったらサッ

カーはこれですとか決まっている。やることが決まっているような道具を準備してあるので、それをもし一緒にやるとなると、混乱が生じるのかなと思います。

僕、基本的に、結構、留守家庭児童会室で遊んでいる様子も見るし、公園でも子どもらとも遊ぶこと多いんで、両方の様子を見て、やっぱりそれを今回の形でそっちに当てはめようとしたときに、やっぱり子どもらにたくさんの制限がつくんじゃないかなと思うんで、そこをちょっと調整お願いしたいなと思います。

大西会長

ありがとうございます。

そういうことになってしますと、本末転倒ということですね。

葛田委員

それぞれ目的が違う。目的というのかどう言ったらいいんでしょうか。「放課後児童クラブ」っていうのは子どもの放課後だから、放課後の子どもの保育ですよ。だからやはり子どもの保育をするということかというと、やっぱりその指導員にも高い専門性が求められますし、やっぱり子どもの発達とか遊びの研究者もいるわけですよ。非常におもしろい遊びをやっているっていう中でのおやつ。働いている親の子どもの放課後をどう保育していくかというようなことで運営されているから、やっぱりそれに沿ってやっていく。しかも、もう運営指針も定められて、そのとおりにやっていかなきゃいけないということですよ。というところと「放課後子供教室」。モデル事業の目的と役割、どのような役割を果たすのか、ですよ。これ、例えば、もうみんな一緒にやりましょうよということになると、「放課後児童クラブ」は解体するし、そういうことってあり得ないですよ。そのへんの役割をどうしていくのかということになるんですかね。そのへんの整理をどうしていくかっていうところでいうと、代田委員、どうなんですか。

代田委員

ちょっと油断していました。

例えばそのモデル事業としての放課後子ども教室について、国の放課後子ども総合プランの中で、前回も発言をさせていただいたんですが、国の「放課後子供教室」のメニューというのは本当に多様なんです。そのうちの一つに、例えばもう既に枚方の各学校でやられている放課後自習教室という学習支援の要素もあったり、枚方子どもいきいき広場事業のように、地域の方々のいろんな、本当にそこで蓄積されてきた文化や子どもたちにこれ伝えてあげたいなという思いをプログラムとして提供している事業もあったり。そこを子どもたちは自由に行き来するんです。行き来した上で、それぞれ必要な、つまり「生活」として必要な部分は、例えば自宅に帰る子どもがいたり、法律上は「放課後児童」と呼ばれていますが、自宅に帰っても保護者が昼間就労等により家庭にいない要件の子どもたちは「放課後児童クラブ」に帰っていくわけですね。そういう点でいうと、この放課後子ども教室モデル事業というものは、内容的には、もう既に始まっている放課後自習教室や子どもいきいき広場というのが、活動の内容でいうと包括し得るのかなというように思います。ただそれをとって代えることが果たしていいのかどうか

ていうのは、先ほど会長がおっしゃったように、もう既に 15 年間の蓄積、積み上げられる中ではどういう形でそれを整理していくのかというのは、そのためのモデルなのかなとは思ったりはするのですが、一方で、そのAパターンを開放して自由な遊び場所をとということであると、今、先生方のご意見も含めると、むしろその子どもたちの自由な発想や活動の内容を妨げないであろうかという懸念事項があったり、そこの中でいろいろな子どもたちの中に生じた矛盾というのはどんなふうに解消し得るのだろうかということがありますので、もちろん管理体制の、地域にある公園、児童遊園や児童公園というのは自由に、本当にフリーに使っていい場所、地域との兼ね合いはありますが、そういう場所ですので、学校教育の場とはまた違うんですね。そういう点でいうと、学校教育の場でどこまで開放できるのかということも、また課題の一つになってくるかなと、お話を聞きながら思いました。

一方で、「放課後児童クラブ」には、有資格者も複数配置というふうな基準が国基準で定められておりますので、その役割ももし包括するのであれば、それもさらに上位の有資格であったり、専門性というのが果たして今から非常に間に合うのかという懸念事項があったりはします。

すみません、ちょっと散文的な発言になりました。

大西会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。よろしいですか。

事務局

枚方市の留守家庭児童会室は、直近の数字で言うと、平成 29 年 10 月 1 日現在、在籍数 4,092 人ですが、現在、平成 30 年度の入室申込みを受け付けておまして、かなりの増加が見込まれる状況になっております。国の放課後子ども総合プランにしても、保育が必要な子どもに、家庭の代替である「放課後児童クラブ」を整備していかないといけないのですが、なかなかそれが追いつかないという中で、待機児童対策というか、そういうものになればということと、地域での教育力と言っていいのかどうかかわからないですけども、地域で子どもたちが仕事を手伝ったりとか、お餅つきとか地域行事にかかわりながら学んできたというようないろいろな体験の機会がなかなかないので、そういった体験の場を設定しないといけないんじゃないかということで、「放課後子供教室」というものが想定されてきたのではないかなと思います。ただ、地域の実情について、本当にいろいろな形があります。枚方においても、もともと学力向上から始まったものだけけれども、放課後自習教室という事業がある。また、学校週 5 日制により土曜日が休みとなり、留守家庭児童会室に通う子どもたちの土曜日はどうするのかというところもあり、ふれ愛・フリー・スクエア事業が実施されて、それがその後、地域の実情に応じて、地域の中で最も望ましい形で実施できるようにということで、現在は補助事業として子どもいきいき広場事業が展開されてきている。さまざまな文化の蓄積がある中で、どういうものが枚方に不足しているのかということの中で考えていければというのがあったんですけども、子どもたちの遊び、「3 間」とか、子どもたち同士が自由に遊べる何か場所があったら

いいよねと。地域の公園というの、なかなかそういう形ではない。イギリスなんかではまちの道路を区切って遊び場を確保しているのがあるようなんですが、私どもにはない中で、国も学校施設を活用してと言っておりますので、学校という施設で、そういうことができたらいいかなということ、このモデル事業を考えているところでございます。モデル事業を実施し検証する中で、枚方では要らなかったのかな、リストラクチャーというか、今ある事業をもう少し変えて発展させればよかったのかなという結果になるのか、いやいや、やっぱりこういう形がほしかったんだと期待されるのか、そういうところを検証できたらと思っているところです。

学校施設の利用状況の資料をお示しさせていただきましたが、実は、私ども、こんなに多くの学校が校庭開放を実施していたんだというのが率直な感想でした。ただ、校庭開放を実施しているけれども、一度家に帰ってからがほとんどで、家に帰らずに、そのまま残って利用できる場所は本当にわずかでした。校庭開放をこんなにやっているのであれば、学校側もそこに安全指導員さんがついてくれて、市の事業としてやってくれるのであれば、いいことだと思ってもらえるかなと思ったのですが、実際はそうではなく、学校側も事業に対する不安とか、かなりの懸念をされておられます。留守家庭児童会室の子どもたちはもうそういう流れが確立できているけれども、放課後自習教室の流れもできてきているけれども、それ以外にまた違う形で、学校の授業に継続した形で子どもたちがずっと学校に残っているというのが、かなりの不安材料になっているのかなというところです。事務局から状況整理のお話しをして、申し訳ありません。

事務局

今日の審議会では幾つか非常に貴重なご意見いただいている中で、私どももこれまでモデル事業案を、社会教育部やプロジェクトチームにおいて議論してきました。いろいろそれぞれに懸念していた事案というのはやはり皆さんのお考えと共通しているところがあり、本当に子どもにとってはおやつということが非常に大きなウエイトを占めていますし、食育という観点からいっても、子どもにおやつを均等に提供できるような仕組みをつくれれば一番それはいいだろうなと思いました。でも、やっぱり具体的に考えましたら、提供しようと思えば、事前に何人分用意するのか。じゃあそれは登録してもらわないといけないとなり、それに対しての負担、お金も徴収しないといけないってなると、これはすごい実施困難な事業スキームになってしまいます。それならやっぱり子どもたちが納得できるというか、理解するまでに時間はかかるかもしれないけども、生活の場として通ってる「放課後児童クラブ」、枚方で言えば留守家庭児童会室に通っている子どもと放課後子ども教室で遊んでいる僕たちは、生活の場に戻っておやつ食べている子と僕らは違うんだなということ、どう子どもたちがうまく理解ができるかわかりませんが、これはやってみないと多分ね、それはそんなのおかしいよって、いつまでたっても思う子どもも多分いるんでしょうけども、その子どもたちがいるからこれができないってということではないと思いますんでね。そこをどう

大人がそれをうまく作っていくかということが求められるのだなと思いました。でもそう簡単な話じゃないなっていうことも改めて私は感じましたね。

それともう一つは、近所の公園で私も時々見るんですけども、うまく友達同士で遊んでいる子どもたちっていうのは、まだ今でもいることはもちろんいるわけですよね。その子どもたちは、それが自分たちの選択だから、それでみんなと楽しくうまく放課後を過ごせているんだったら、それはそれでいいと思うんです。だから何もその子たちも、近所の公園で遊ぶのをやめて、学校へ来なさいと、学校の放課後にここでみんなと遊びなさいっていうふうに無理にしむける必要はないと思いますので、それはそれでやっていったらいいと思う。ただ、数値的な根拠があるかどうかは別として、やっぱりそれは一部の子どもにどうも限られているように見受けられます。やっぱり多くの子どもたちが放課後に豊かな時間を過ごせているかっていうと、必ずしもそうじゃないだろうなって感じます。多分それは全国的にそういう傾向だとか、認識があればこそ、文科省も厚労省も何とかせんといかんよねっていうことで、放課後子ども総合プランも出てきたんだと思いますし、それもやはり一つの子どもにとっての重要な選択肢として、私たちはどんなことが提供できるかっていうことが問われているんだなと思いますので、ただ、やっぱり学校の中での遊びですので、どうしても幾つかのルールは作っていかないといけないし、それが子どもにとって魅力的でなければおもしろくないよねって言って、全然、全然じゃないかもしれないですけど、来なくなることも考えないといけないかもしれないですけどね。ただ、これはやっぱりモデル事業をやってみないとわからんよなっていうところがありますので、そういうことも含めて、何とか現実的に行政の事業としてできる範囲で、何か子どもにとって魅力的で、それが持続可能な道は何かあるのかというのをこれから見出していこうということで、とにかく一度やってみないとわからないというのが正直な思いです。アンケート調査の結果によって子どもたち、保護者がどういう意識を持っているかというのは、単純集計だけでも結構わかりましたので、それにうまく子どもがキャッチアップしながら、どういう仕組み作っていけるかっていうのがこれからの課題だと思いますので、この場でいただいているご意見はみんなそれぞれ子どもにも響く話で、本当そうなんですよねと思って聞いていたんですけども、この今日の場合、これで解決できます、こうやって解決します、今の問題はこれで対応できますという答えは、実は持ってないのが実情ですが、見いだしていくための何か仕掛けをここでやっていきたいなと思っています。

中口委員

おっしゃるとおり、この資料2の2枚目に書いていますように、この30年度、5番とかね、モデル事業実施期間と書いてあるところですけど、6月と10月にされる予定ですよ。その中でも、このモデルの45小学校の中からブロックごとから1校出して、モデル事業としてやって、それを検証して、全校にしていくということですね。

事務局

そうですね。もちろんどの時期から全校で、あるいはその一斉に全校へ切

りかえられるのか、その辺もまだ決まってないんですけど。

中口委員

いや、それは一斉には無理と思います。そこの学校がそれぞれにやってきた今まで築いてきたものがありますのでね、それは無理と思うんですけど、ですからその辺でここでよく検証していただいてね、いろいろな問題を出てきたらそれを投げかけていただいて、ここまで決まっている以上、やっぱりやるしかないし、これで私はもう5、6校の中から1校出していただいて、パターンとしてやっていかないと、その中でもう絶対いろいろ問題出てくると思います。ですから、その辺の問題を整理していただいて、実施に向けてやっていくという以外はないのと違うかなということでは思っております。

大西会長

よろしいですか。このモデル案を、これをちょっと見て、今ふっと思ったんですけれども、いろんなものがいろんなふうにあって、子どもがいろんなところを利用して、その中の一つとして、これを立ち上げて、それでいろんな資源を利用されていない方もいて自由に遊んでる。そういう子どもがひょっとしてこれに参加してくるかもしれないですよ。そうすると居場所ができるわけですよ。そういうような観点で、見ていくというのが一つと、いわゆるメニュー化のための一つをつくっていかうと。それぞれが競合しないような形を作って、メニューとして一つできていったらいいんじゃないかと。

それと、この下に学校と書いてありますけれども、学校もやっぱり責任を負える範囲内っていうのは決まっているわけです。そういうことでいったら、この学校の外側に一枠つくって、線を引いて、このベースメントをつくる事業をしていったらどうかなと。そうすると、メニューの一個やるのと、全部を支えていけるようなベースメントをつくるようなことをしていくことによって、全校が対象になる。全児童が対象になる。そういうことが考えられていくのではないかと。だから二本立てで考えてみてもいいのでは、すみません、思いつきでいま思ったんですけれども。

事務局

最初の審議会のおきに出させていただいた資料ですが、小学校の敷地以外の枚方市の取り組みとして、子ども食堂であったり、例えば図書館、公共施設、生涯学習市民センターであったりと、そういうものも居場所になっているというのがあると思います

大西会長

ええ、居場所です。

事務局

枚方で子ども食堂は11か所できています。学校もメニューの中のひとつ、その学校のメニューの中に、「放課後子供教室」、「放課後児童クラブ」があって、それ以外にも居場所があると。やっぱりその選択ができる幅が広がればいいし、全体像もまたお示しすることができればいいのかなと思います。

事務局

いま、会長がおっしゃられたんですけど、今回のアンケートは留守家庭児童会室のお子さんが対象ですが、実際には今現実には、放課後になって、家帰って、1人で誰とも接触をせずにゲームをしている子どもがいる。そういう放課後を過ごしているお子さんおられるかと思うんです。それからおっしゃ

られたように、そういうお子さんのために、最初の資料の一番上に書いていますように、次代を担う児童の活動の場の充実、それはある意味、人材育成という部分もありますし、あくまでも教育委員会事業という形でさせていただいていますので、そういうお子さんたちが友達と触れ合うというか、人にもまれるというか、ある意味、居場所というか、そういうことになるような仕掛けづくり、きっかけにもなるのと違うかなと。まさに、会長がおっしゃっておられるようなことにつながっていくんじゃないかなという意味も込めてさせていただきたいなと思っています。

大西会長
蔦田委員

どうでしょうか。ご自由にご発言いただいて。

さてさて、では、例えば、自由ということなのでね、じゃあ実際にモデル事業を始めていきましょう。じゃあそれをどこがどのようにやる。それは誰が決めるの。やっている途中、あとの評価、何をもって成果とするのか。やっている事業であればあるほど、そこをどう追求していくのかというか、見きわめていくのかということがとても大事だと思うんですね。その体制をとることもとっても大事だなというふうに思いますが、本当にどこがやるのかというところ、とっても市民は心配というのが大丈夫かなと。

大西会長
事務局

その点は、事務局、いかがですか。

いま、蔦田委員、おっしゃっていましたが、その事業実施者の選定というのは確かに難しいなと思っています。前回会議の中でもご意見をいただいて、企業の営利になってはいけないと。NPO法人といっても、放課後対策について、どれだけの経験や実績があるのかを考えていけないといけない。もちろん地域の団体に依頼されている市町村もあるかと思うんですが、地域に対する負担が大きいという中で、その事業実施者を地域の団体で考えていくのはとても大変なことだろうなと思っています。事業委託で手を上げていただけるNPO法人等をはじめ、可能性があるかどうかの調査もしているところですが、なかなか難しいなというのが現状です。本当にその選定基準というのはなかなか難しく、他市の事例なんかも参考にさせていただきながら、これから実際の事業実施までに、調査研究していかないといけないなと、ちょっと焦っているところではあります。まだ定めきれてない部分、モデル事業を実施する中できちんと定めて、いよいよ次の事業展開に生かしていきたいというのはあるんですが、モデル事業の中でも学校や地域に負担がかからない形で実施しなければなりませんので、委託内容の仕様のほうもまとめていかないといけないなと思っていますところ。また、自治体によってはプロポーザルという形で、NPO法人等の提案を受けて選定されているというのもあるんですが、今から枚方でそれをしていくというの、ちょっと時間的にどうなのかなっていうなか、このモデル事業案の中では委託による実施を提案させていただいております。そのあたりもなかなか行き詰まってることもございますので、委員の皆様からご示唆いただければありがたいなと思っています。

蔦田委員

実施するに当たっては、その実施する事業体の力量というのがすごく求め

られますよね。要するに子どもの発達ももちろんですけど、これまでの委員会で出てきた子どもの権利を、人権をどう尊重していくのか。その中で遊びをどうつくっていくのか。子どもの安全をどう守っていくのか。安心をどう作っていくのか。その上で学校とほかのところと連携をどうしていくのかってところがすごく求められる事業ですね。大変だなと。6月までにその準備ができるのか。6月に実施するまでに、その準備が整うのかっていうこともすごく心配です。

荒木委員
蔦田委員
大西会長

モデルとなる4校分。

そうそう。

苦慮していますのが、モデルでやったときに、子どもの人数が何人来るか分からない。実はそれに対する、またパイをつくらないといけない。

事務局

それが本当に実はなかなか判断の難しい、苦慮せざるを得ないところでして、魅力的な事業を当然やりたいわけですけども、魅力的であればあるほど、子どもがたくさんやっばり来てくれたら、それはまあうれしい悲鳴で済んでいけばいいんですけど、それに応じたスタッフというか、体制も組まないといけないでしょうし、一方で、回を重ねるごとに参加児童数が減っていったのでは、安全というか、そっちの面ではちょっとホッと一息入れるのかもしれないですけど、それでは何のためにやってるんだって意味がないってなってきますので、ほどほどの参加割合でしょうかね。何が適正水準なんだというのを私らが今の時点で定めるのはちょっとなかなかこれは無理があるといえますか、難しいですよ。まあできるだけそこをフレキシブルに対応できるように委託事業者との契約内容も考慮して、一定人数を超えたときには、またどういう対応がとれるかとか、減ったときにはどう対応できるか、そこのフレキシブルな対応が可能なようなかたちでやっていくしかないのかなと考えているところです。

大西会長
事務局

いろいろかなり課題が出てきたようです。

フレキシブルな対応の部分で、例えば配慮を要する子どもさんがいる場合、遊んでいても、見守るだけで大丈夫な場合もありますし、逆に1対1で対応を要する場合もありますので、留守家庭児童会室事業でも、子どもいきいき広場事業でもそうかと思いますが、加配というか、サポートをつけるという形のことを、いわゆる実績に応じた支払いみたいな形で事業のスキームを構築している部分もありますので、この委託の事業の中にもそういう仕組みができればと考えているところです。ただ、その場合であっても、自由に来てもらってだと、いつ加配をつけたらいいのかっていうのがありますので、自由で自主的な遊び場をと言いつつも、放課後自習教室もそうですけれども、行くか行かないかの出席確認は要るのかと思います。

大西会長
事務局

それは必要。

出席確認が出てくるのは、少なくとも学校から継続して参加を認める以上、必要かなと。家に帰ってから出かけるのは、どこに行っているかわからなくてもとりあえず帰って来てくれたらいいよねって、いう形の部分は保護

者の了承があるでしょうが、学校から帰ってないということになると、やっぱり、どこに行ってるのか、行ってないのか。学校を使わせていただく以上、また、学校から帰らずに展開する以上、出席確認は必要なことなのかなと考えているところです。

大西会長

安全は基本ですからね。そういうことを考えていくと、当然それはできて当たり前でというところでない、事業は展開できませんからね。というところで、どういたしましょう。

一つの資源としての役割というふうになるのかなと。まあ一度、ちょっとモデル事業をやって、どういうようなことが成り立つのかというのを試してみる。試すと言えぱおかしいですけど、いろいろ展開をしてみるということは必要になってくるのかなというようなところです。

葛田委員

すみません、1点だけ。この事業は、例えばですよ、子どもが遊ぶ中で、この子ちょっと発達に課題があるかなとか、この子ちょっと家庭どうなんだろうなっていう気づき、いっぱいあると思うんですね。そのときにそのことを例えば親に言うとか、保護者に言う。こういう状況でしたよというような、保護者との連携っていうのはありなんですか。

大西会長
事務局

どうでしょうか。

いま、この仕組みの中では保護者との連携っていうのは明確には書いていないところですが、確かに、加配の部分があるときに、この子は配慮を要するのでサポートが必要になるから、みんなと一緒にいるんだったらそこは気をつけておかないと難しいということは、どこかから要請をしないと、やっぱり目で見ただけではわからない部分もあろうかと思しますので、そのあたりの連携っていうのは何らかの仕組みを作っていくといけないなど。まだここの中にお示しもできてないし、まだ具体も決めておりませんが、保護者との連携と、もし気づきがあったときの行政機関につながらないといけない場合は、その辺のところはちょっと記していけないといけないなど、例えば子どもいきいき広場事業であるならば、いま地域でやってくさっている内容もあろうかと思いますが。すみません、ご指摘ありがとうございます。

事務局

そうです。ですから、そこを明確にまだ意識して、きっちり組み立ててないんですが、今回、運営体制の中で、統括責任者と運営指導員はやっぱり分けたほうがいいっていうのは、以前いただいたご意見を踏まえて、そういう形とらせていただいた中に、その要素も入ってくると思うんです。統括責任者の役割の中にはやっぱり活動全体を見て、連絡調整というのはこれは学校との連絡調整もあれば、保護者との連絡調整もあれば、必要であれば他の機関との何らかの協議や調整ということが必要になってくるかもしれないし、そういうことも一定対応できるような人を配置するのが望ましい。こちら側の思いはそこには入っているんです。ただ、じゃあどういうルールでそれをやるの、どういう仕組みをそこにきちっと入れ込むのっていうところまでは、お示しできるところまではいっていません。

代田委員

よろしいですか。この放課後子ども教室っていうのは、国が示している放

課後子ども総合プランの中で提起されている事業で、「放課後子供教室」の一体的な展開というのは、一つは学校等に余裕教室があれば徹底活用しましょうということがあって、ただそれは先ほどお話の中にあったとおり、留守家庭児童会室、「放課後児童クラブ」の場所確保の問題で、簡単には新しいところに建物を建てたりすることが難しいので、余裕教室を活用していきましょうと。それは徹底活用と。徹底なんてつけるから、ちょっとドキドキするんですけども。一方で、「放課後子供教室」との一体的な展開というのは、「放課後児童クラブ」、留守家庭児童会室に通っていない子も通っている子も一緒に参加できるプログラム活動を展開しましょうというのが基本的な考え方なので、場所はどこであってもいいわけです。例えば児童館や公園でプログラム展開してもいいわけなのですけども、そのプログラムを展開していく、それでプログラムを体験した子どもたちが次それぞれ今度は自発的にそのプログラムを利用して、自分たちで自分たちの放課後をコーディネートしていく形なんです。そのときに、今、お話のあった、国は特に配慮を要する子どもであるとか、こういう表現していますけど、そういう子どもたちの参加に配慮を十分留意という言葉を使っていますので、やはりその特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童に留意する。その子どもたちもインクルージョンの考え方で排除するわけにはいきませんので、もちろんもっと来て、いろんな経験をして、じゃあその中で気づいたものをスタッフはどこに収れん、集約していったらいいのかというのを、またこの事業が持っている一つは可能性の部分かなと思います。そこはもうそれも含めて、制度設計してモデル事業の中に、だからこれ収れんして、事務局のご提案でいうと、行政にどうつなげていくのか、情報共有していくのかということが図られ得るんじゃないかと。うまくモデルの中で構築することができたらすごくいい事業です。そういうことも含めて、ただそれがちょっとタイムリミットとの兼ね合いで、委託の中身、仕様書までどれだけどうなるのか、基本的にはもうプログラム事業、そこに参加するのは全ての子どもたち、その中では一体的であろうとなかろうと、「放課後児童クラブ」、留守家庭児童会室としての保有性はそこで担保されなくてはならないというのは大前提になっていますので、そのあたりが仕様書のコアになってくるのかなと思うし、終わってからこれ、まだ議題がありますので、検証すべきポイントや軸というのはそのあたりになってくるのかなと思ったりはします。

大西会長

ありがとうございます。一つ方向性を示していただいたかなと思います。ありがとうございます。

というところで、そしたら次の議題に行きたいんですけども、一応その議事として、この放課後子ども教室モデル事業についての案を事務局からのいろいろな皆さんのご意見がありましたですけども、それを一応考慮していただいて、一応承認をしていただくということでよろしいでしょうか。いろいろな意見がたくさん出ていますので、それも全部含めて、やっぱりきちんと検討して、早急にそのモデル事業、それからモデル事業を実施するところ

ろ、またその中のいろいろな、今、各委員から出たような意見を包含して、少し、少しではなくて大分考えていただかないといけないですけども、その辺のあたり、ちょっと事務局も大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

よろしゅうございますか。

それでは、次のところで、2になりますけれども、放課後子ども教室モデル事業における検証を行うべき内容ということで、かなり今でも増えていると思うんですけども、一応資料に則ってご説明を事務局のほうからしていただきたいとしたいと思います。

事務局

説明いたします。資料3をご覧ください。

前回の審議会において、モデル事業の検証についてご意見をいただいた内容を踏まえ、三つの項目に分けて、検証を考えています。

まず、「項目1. 事業の実施に向けた整理すべき課題への対応と結果」ですが、学校運営との調整、留守家庭児童会室事業との連携、既存の放課後自習教室との調整など、整理すべき課題への対応を設定し、事業の途中や終了時に、担当課への聞き取りや事業者からの報告書、現場の確認などから整理して、検証・評価を行います。あわせて、事業者は業務を適正に執行し、児童の活動の支援につながる企画・運営が行われたのか、人員配置と児童の参加のバランスなど、次年度の実施につながるよう検証したいと考えています。

次に、「項目2. 事業の実績と既存の放課後等の事業の状況把握について」ですが、実施内容別の放課後子ども教室の参加状況とともに、放課後自習教室、枚方子どもいきいき広場、留守家庭児童会室の児童の出席状況や参加数を把握して、既存の事業に対する影響を検証します。また、モデル事業の枠組みや実施方法の妥当性についても検証します。

「項目3. 利用者の満足度や学校運営への影響」について、利用した児童や保護者の感じたことや満足度をアンケート調査し、事業の効果を把握します。また、学校運営についても、どのような影響があったのかを調査し、事業の影響を把握したいと考えています。

説明は以上です。

大西会長

はい、ありがとうございます。

今の説明で、検討すべき内容の3項目ということであっておりますけれども、何かご質問、ご意見ございますか。ちょっとこの辺は当然増えてきます。一定少し整理をしていただいて、それを提案をしていただければどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

ご意見あれば、どうぞ。

代田委員

よろしいですか。一つは、もう本当にこの三つだけでも膨らんでいくでしょうし、もしかすると四つ目、五つ目あたりが出てくるのかもしれないんですけども、やはり既存のその事業との連携や、それをどう活用し得るのかどうなのか。それをなくして、ここに収れんすべきなのか。いや、今ある既

存のものを生かしながら、枚方としての独自の施策になっていくのかという観点から、評価していく必要があるかなというの思います。

その中で、もう少し具体的な中身でいいますと、Aパターン、Bパターンというのがありますので、その事業のその主たるその内容のところ、いわゆるその遊び場提供、開放的な事業のほうが必要というか、有効性が高かったのか、もしくはその子どもたちにその活動プログラムを提供して、子どもたちの参画型のそういうプログラム展開のほうがいいのか、もしくはそれ以外なのかみたいところが検証できたらいいなというふうに思います。

もう一つは、やはり実験ではありませんので、どっちのほうよかったのか比較するというのは難しいので、同じ条件でやるべきだと思いますけれども、かなり子どもをその安全性についてはどう担保できたのか、もしくはヒヤリ・ハットも含めて、そういうものがどれぐらい程度あったのかということも必ずそれは汲んでおく必要があるかなというふうに思います。

もう一度繰り返しになりますけれども、このこと新しい新事業が展開することによって、既存の事業で一定到達していた水準というのが下げられることのないようにということは検証すべきだと思います。例えば費用面でいうと、無料だからそっちに移行しようかなということも当然考えられるわけですね。アンケートにはそのやっぱり一定無料かどうかは気になるというのは留守家庭児童会室のほうのアンケートにありましたけれども、ただ一方で、どんな内容であっても行かせないぞという、お返事もあったのでおもしろいなと思ってたんですが、やはり費用面というのは大きいですので、もしたただのところとお金あるところとどうすると言ったときに、無料ですからそっちに全部流れていくということであると、やはり本当に必要なものが抜け落ちてしまう可能性がありますので、そのことは十分担保されるべきだと思います。ちょっと評価軸とは別の意見も最後言いましたけれども、そんなことを思っております。

大西会長 非常にその辺は大事なこと。そういうところで、書いてあるのは原則無料って書いてあります。原則無料っていうのもちょっと、もうちょっとはっきりしたほうがいいかなというようなことも思ったりするんですけどね。いや、お金もらう場合もありますよといったように、さっきのご意見の中で考えると、非常に微妙になってきますわね。

事務局 すみません、原則無料というのは、子どもいきいき広場事業でも、例えば調理実習とかで自分が口にするとか、バスに乗ってどこかの施設に行くとか、その入園料とか、材料費ですね。そういう実費負担分は負担いただくという考え方がありますので、そういう意味で原則無料という言葉を使わせていただいています。

大西会長 やはりそれもわかりやすく明記しておくほうがいいと思います。

事務局 そうですね。実費のみ実費負担あり。実費負担の可能性あり。

大西会長 いや、可能性ということになると、また別に問題があります。実費負担していただくということは明記しておいたほうがいい。

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

中口委員
大西会長
事務局

この事業者というのはどういうところをイメージとされていますか。

事務局、いかがですか。事業者。

例えば留守家庭児童会室を他市で運営している事業者であるとか、もちろん「放課後子供教室」の受託事業者とか、数は多くないんですが、そういう事業者が存在しますので、そういう事業者に委託を考えています。条件をつけて、例えば保育士の資格を有するとか、教員の免許を持っているとか、そういうふうに委託されているというところもありますので、おそらくそういった業者になろうかなと思っています。

大西会長
荒木委員

はい、いかがでしょうか。

すみません、これ開始に当たって、子どもたちに何か呼びかけるキャッチフレーズとか、何か子どもたちを集めるための何か仕掛けとかやってやるんですか。

事務局

愛称という形でしょうかね。

荒木委員

何か、多分ね、親御さんにこんな資料を配って、行って来いっていうパターンもあると思うんですけど、子どもたちがやっぱり自発的に来てほしいっていうものが多分本来の姿じゃないかなと思うんで、やっぱり子どもたちに対して呼びかける何か仕組みをつくらないとダメかなとは思っています。

事務局

ありがとうございます。私学とか、特別支援学校とか、校区内のその小学校に就学していない子どもさんにどうやってPRするのか、周知するのか。そういう子どもさんへの周知とか、その小学校に通っている子どもさんに対しても、子ども向けにどういった形で伝えていくのかというのは、本当にご意見いただいたとおり、大事なことだと思います。

大西会長
事務局

ありがとうございます。

子どもたちがやっぱり選ぶというか、その感覚を大事にしたいということでは、そこを大事に考えないといけないと思っています。

荒木委員

集まらないと、多分友達もできないし、集まらないと全く意味がないと思うので。

事務局

事業の愛称とかキャッチフレーズにつきましては、ほかの市を見ますと、お子さんから公募しているのがあるんです。そのケースはやっぱりモデル事業をやって、事業として固まる段階でやったほうがよりそれにふさわしい形になるのかなということもありますので、そこも考えて。

大西会長

ぜひとも子どもに選択してもらえそうなものを、やっぱり子どもがわかるような内容の説明書をキチッと作るべきだと思いますし、そういう事業にも来て、行きたいなと思えるようなものを明確に。だからBパターンで、何かプログラム展開のときはもうプログラムができてないと、何かおもしろいことやりますよでは来ない。だからもうそのところはやっぱり難しいですよ。そういうプログラムを早く作っておかないと、確保しとかないと。それをまた地域の方々や住民の方々に協力してもらおうのだったら、早くそういう

資源をどこがキャッチしてるかという、そういうところとの連携というか、町内の連携も必要になってくるだろうと思いますし、情報収集も大変なことになってくると思うんで、善は急げで急いでやっていただかないといけないと。

ほか、何か。

横山委員
事務局

よろしいですか。モデル事業の実施校っていつごろ決定の予定ですか。

まだ決まっておられません。既存の事業は、子どもいきいき広場事業であるとか、放課後自習教室事業であるとか、留守家庭児童会室事業であるとか、モデル実施校の選定の基準の中に書かせていただいているように、一定、安定的、継続的に、今、その人数がいっぱいで大変やとかいうところではなくて、一定、安定的に運営されているところでモデル事業の実施をさせてもらって、検証をさせていただきたいという形を考えております。いま、その情報収集をさせてもらっているというところと、あと学校側との調整もありますので、関係部署と調整をしながら、それぞれの事業課の意見を聞かせてもらっているところです。

横山委員
事務局

もう少しでも早いほうがいいですね。

委託内容はこの仕様でという形で事業者にお示しするのは、予算が成立した段階で4月以降にしか実はお示しできないところもあるのですが、それまでに準備するとか、その地域の実情というか、地域の今の状況を踏まえた上でできることは地域とのいろんな調整が必要になってきますので、次回、第4回のときには一定お示しをさせていただかないといけないぐらいのスケジュールかなと思っています。

事務局

1月中に、私どもで何とかと思っているんですが、今言いましたように、相手もあることですので、うちはちょっとどうしてもっていうところがあるかもしれませんが、絶対というお約束はできないんですが、そのぐらいを目標に何とかやらないと、あとの準備も当然おっしゃっているように必要です。

大西会長

そしたら、これは僕が言うべきことやないかも、資料4にのっています、1月30日の第4回審議会のところに、あらかた見えてくるという、ちょっと非常に微妙な言い方しますけれども、そういうところで目指していただくということになるということですか。

事務局

財政的に予算の編成についても一定それぐらいの時期におおよそのめどは立てられるかなというのがございます。予算もついてないのに決めていくというのは、なかなか難しいと思いますので、1月末ぐらいまでにはという形をお願いします。

中口委員

先に相談しないといけないところもあるし、報告しないといけないところもあるでしょう。

大西会長

余裕のある状況ではちょっとないかなという。

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

では、ほかにご意見とご質問ないようでしたら、一応、2のほうですね、

放課後子ども教室モデル事業における検討すべき内容について、これも先ほど申し上げましたように、少し整理をされて、増えるかもしれないというところで、次回にきちっとまたお示しをしていただくということで、一応、本審議会です承するという事によろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

大西会長

ありがとうございます。

では、議事の2については承認されたということになります。一応、案件は、今日はそれだけということになりますが、ちょうど時間も参っておりますけれども、何か「その他」で、事務局のほうからありますでしょうか。

事務局

審議会に諮問させていただきました、児童の放課後対策に関する基本計画につきましては、当初お示ししていた予定では、「中間まとめ」として答申をいただくことになっております。

この間、市といたしましても庁内委員会である児童の放課後対策検討委員会を本年12月までに4回開催し、一方、この本審議会におかれましても3回にわたって議論を重ねていただくことによって、本市の放課後対策に関する検討が、放課後子ども教室モデル事業の実施というところ、今、今回もいろいろご意見をいただいたんですけれども、実施をしていくというところまで進んでまいりました。

こうした経過を踏まえまして、できましたら来月にもう一度会議を開催していただき、審議会としての「中間まとめ」を確定していただきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。お願いします。

大西会長

そういう事によろしゅうございますか

(「はい」という声あり)

大西会長

そしたら、今、事務局からありましたように、本審議会として「中間まとめ」を行ってほしいということです。まとめを行うためには一定のコンセプトといいますか、一定の柱立てが必要であろうかという事です。これまでも審議の、審議会での審議の内容からしますと、非常に多々いろいろな問題とか、等々、また検討すべき事項もございますけれども、児童の放課後対策に関する背景とか方針、それから現状ですね、今の枚方市の現状・課題、それから放課後子ども教室のモデル事業というようなあたりのところが、その三つが柱に大きくなるのかなというように考えますけれども、これも先ほどの審議の内容にいろいろありましたように、これからはずっと項目が増えるかもしれないというようなこともちょっと含んでいるかなというように思います。

いずれにしても、次回に確定させるということであれば、一定のたたき台を素案としてまとめないといけないというように思います。事務局と相談をしながら、素案をまとめるような形にさせていただきまして、またこの審議会、次回の会議のときにお示しさせていただければというように思うんですけれども、そしてそれをもとにして、次回の審議会でも議論をしたいというように思いますが、それによろしゅうございますか。

事務局としては、それに対応していただくということでよろしいでしょうか。

事務局 はい。次回までに、素案を会長と相談させていただきながら提案させていただくという形にさせていただきたいと思います。

大西会長 では、事務局と会長である私も含めまして、調整をさせていただいて、できるだけ早い段階に素案を作成していきたいというように思います。そして、あらかじめ次回までには皆様のお手元にお送りさせていただいて、その上で「中間まとめ」を確認していただくような形で進めていきたいというように思います。それでよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

大西会長 ありがとうございます。

そしたら、これで一応終了という形になりますが、事務局のほうからほかに、そのほかにもまた何かありますでしょうか。

事務局 今、「中間まとめ」について、会長からご提案をいただいた方向で進めさせていただきたいと思います。委員の皆様もお忙しいところ、限られた日程になりますけれども、素案という形でお送りさせていただく案の確認とか意見であるとか、その辺のところ、またご意見のほうよろしく願いいたします。

資料4をご覧くださいませでしょうか。

資料4に今後のスケジュール(案)について、載せさせていただいております。先ほど、次回の審議会開催のお話がありました。

事務局といたしまして、1月30日火曜日、午後2時から第4回の審議会を開催できればと、委員の皆様には日程の確認をお願いさせていただいてるところでございます。この場で日程を確定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

ありがとうございます。

案件は、これまで審議いただきました、児童の放課後対策について、放課後子ども教室モデル事業の実施についてまでを一区切りとして審議の「中間まとめ」をその場で確定させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

大西会長 では、事務局から提案がありましたように、今回は第4回の審議会、1月30日火曜日、午後2時からということで決定させていただきます。会場はこちらと、市役所の中でよろしいですか。また、事務局からご案内あるのでしょうか。

事務局 日程のご案内はさせていただきます。

大西会長 書いていました。失礼いたしました。

事務局 この場所と同じ場所になります。

大西会長 別館4階の第2委員会室ということになっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと長時間になりましたが、以上をもちまして、「第3回の児童の放課後対策審議会」をこれにて終了させていただきます。
どうもありがとうございました。